第４章　基本方針と主要施策

1 基本方針

本市では、ガス事業を通じ、お客様の10年、20年後の生活と地域インフラを守り、「住み続けたいまち大津」の実現に向けて取り組んでいきます。

お客様の「くらし支えるパートナー」として、お客様から信頼されるガス事業者であり続け、安全・安心なガスライフを支え続けることを目指します。その取り組みの方向性を示す基本方針について、次のように定めます。

Ⅰ．安全、安心で安定したガス供給の確保

Ⅱ．持続可能な健全経営の維持

（１）安全、安心で安定したガス供給の確保

ガスはくらしを支えるライフラインであり、「安全」で「安心」してお使い頂けることが最も重要です。腐食や経年化等によるガス漏れを防止し、また、地震などの災害時にも安心してガスをお使い頂けるよう、今後も継続したガス導管の更新や地震などの災害に強い施設の整備を進めていきます。

また、安全点検の実施などにより、ガス事故の未然防止に努めると共に、万一、事故等が発生した場合でも、迅速かつ適切な対応ができる体制を維持していきます。

（２）持続可能な健全経営の維持

これまでも常に事業経営の適正化や業務の効率化など、安定した健全な経営に努めてきました。

今後も、適正な託送料金の水準を維持しつつ、近年のガス需要に応じた施設の適正化や民間委託等の推進により経費削減を図ることで、効率的で効果的な組織体制、事業経営のもと、持続可能で健全な経営に努めます。

② 大津市ガス特定運営事業等の業務範囲

大津市ガス特定運営事業等の開始により、本市は一般ガス導管事業者となり、小売に関する業務は新会社に引き継ぎます。なお、本市の導管に関する業務の一部は、大津市ガス特定運営事業等の附帯業務として新会社が実施し、それぞれの業務範囲は下記のとおりとなります。

業務区分	開始前	開始後	備考
ガス小売事業			
都市ガスの原料調達	大津市企業局	新会社	
小売料金の設定		新会社	条例により上限設定
需要家保安（消費機器調査及び安全使用周知）		新会社	
料金収納・窓口業務		新会社	新会社からの委託により本市が実施
ガス導管事業			
ガス導管の整備（拡張・改良）	大津市企業局	大津市企業局	
ガス導管の緊急保安、修繕		大津市企業局	附帯業務として新会社が実施
需要家保安（導管・内管漏えい検査）		大津市企業局	附帯業務として新会社が実施
託送供給に関する業務（受付・審査・料金設定など）		大津市企業局	
その他事業			
液化石油ガス事業（LP ガス事業）	大津市企業局	大津市企業局	保安等の一部を附帯業務として新会社が実施

③ 主要施策Ⅰ（安全、安心で安定したガス供給の確保）

（１）未供給地域への導管整備

公営の一般ガス導管事業者として、より多くのお客様に快適な都市ガスをお使いいただけるよう導管整備を進めます。

平成29年度末の導管総延長は約1,286kmであり、平成40年度末の目標を総延長1,356kmとして整備を進めます。

整備計画としては、平成35年度までに和邇地区、伊香立地区、仰木地区、田上西部地区、田上東部地区、上田上地区、青山地区における導管整備を重点的に進め、都市ガス供給を順次実施していきます。

《ガス導管の整備計画（全体計画）》

実績		計　画											
		前期				中期				後期			
H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
本支管総延長													
1,270km	1,279km	（実績）1,286km	（見込み）1,296km	1,308km	1,319km	1,331km	1,339km	1,346km	1,348km	1,350km	1,352km	1,354km	1,356km

※平成36年度以降については、開発事業区域等における導管整備によるものです。

《供給区域の拡大及び供給区域における未供給地域への整備計画》

＜北部地域＞

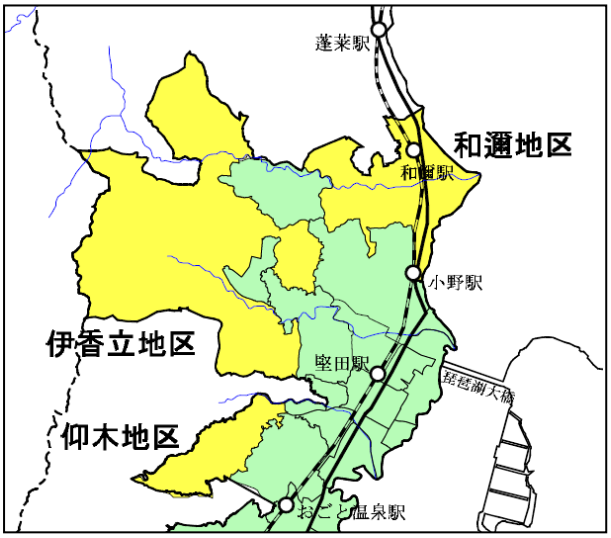

＜東部地域＞

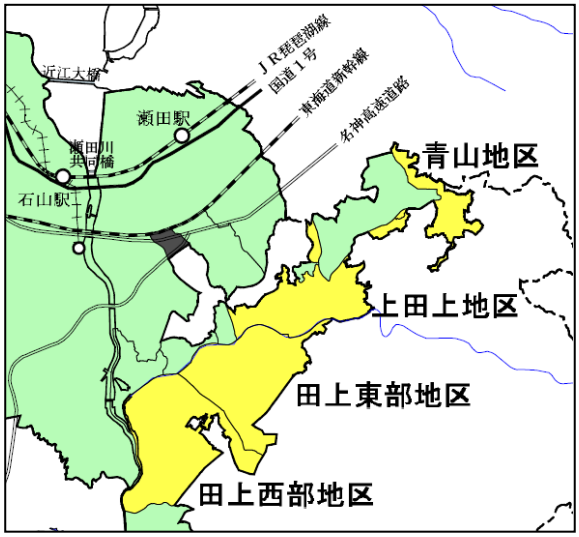

※黄色部分は、導管整備を重点的に進める、上記７地区を示しています。

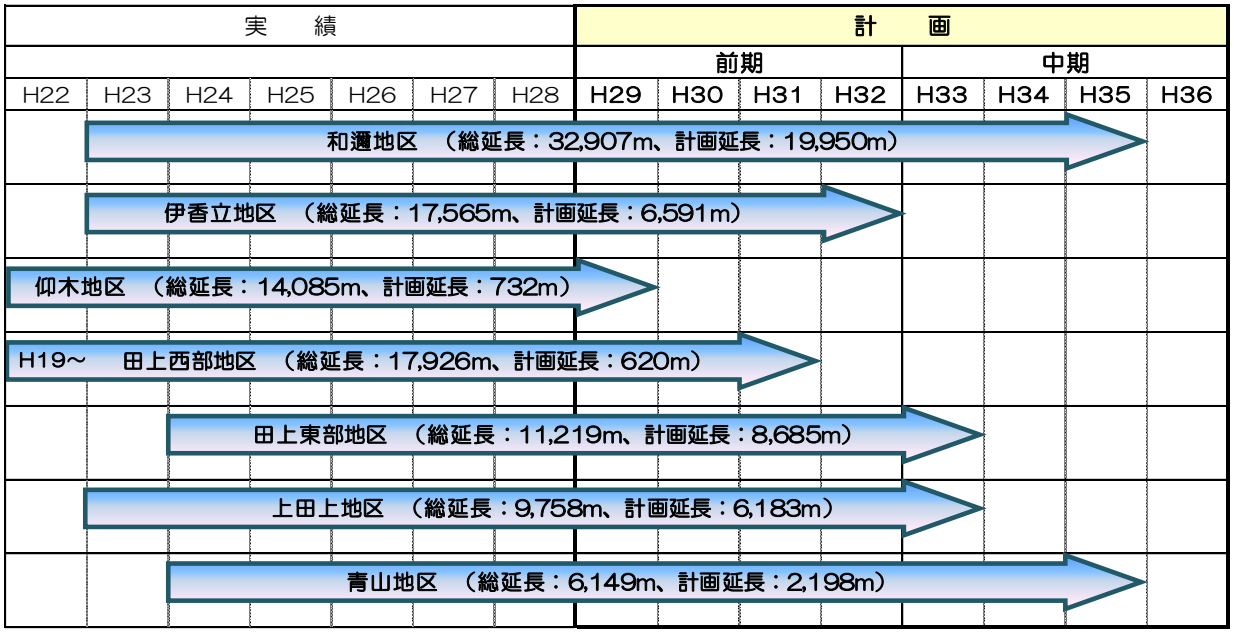

※総延長は、事業全体の整備延長です。

※計画延長は、計画期間内（H29～）の整備延長です。

◆和邇地区　和邇中浜、和邇高城の一部、和邇中、和邇南浜、和邇今宿、小野の一部

◆伊香立地区　伊香立向在地町の一部、伊香立生津町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立下在地町の一部、伊香立南庄町の一部、伊香立上龍華町、真野佐川町の一部

◆仰木地区　仰木二丁目の一部、仰木三丁目、仰木四丁目の一部、仰木五丁目の一部、仰木六丁目、仰木七丁目の一部

◆田上西部地区　枝四丁目、里一丁目～四丁目、里五丁目の一部、里六丁目の一部、関津一丁目～五丁目、関津六丁目の一部、稲津四丁目、黒津五丁目、太子一丁目、太子二丁目

◆田上東部地区　石居二丁目、枝一丁目～三丁目、森一丁目～三丁目、羽栗二丁目、羽栗三丁目、新免一丁目、新免二丁目、堂二丁目、中野三丁目

◆上田上地区　堂一丁目、芝原一丁目、芝原二丁目、中野一丁目、中野二丁目、牧一丁目、牧二丁目、平野一丁目、平野二丁目の一部

◆青山地区　桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目の一部、平野三丁目

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
ガス導管総延長（本支管）　(km)	1,286	1,319	1,348	1,356

（２）ガス導管の耐震化

地震などによりガス漏えいの恐れがあるガス型継手鋳鉄管及びSE継手被覆鋼管を、耐震性に優れたポリエチレン管やポリエチレン被覆鋼管等に布設替えを行い、地震に強いガス導管網の整備を進めます。なお、耐食性にも優れたポリエチレン管を採用することにより、経費の削減を図ります。

実　績					計　画												
					前期				中期				後期				
～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41～
ガス型継手鋳鉄管 の布設替																	
15,005m	13,413m	12,149m	10,513m	8,578m	（実績）6,769m	（見込み）5,369m	4,269m	3,569m	2,869m	2,169m	1,769m	1,369m	969m	569m	269m	0m	
SE継手被覆鋼管 の布設替																	
28,804m	25,451m	20,907m	17,759m	15,609m	（実績）14,706m	（見込み）13,206m	12,206m	11,206m	10,206m	9,206m	8,106m	7,606m	6,906m	6,206m	5,706m	5,006m	（～H48まで）
耐震化率																	
95.5%	96.1%	96.7%	97.2%	97.7%	（実績）98.0%	（見込み）98.3%	98.6%	98.9%	99.0%	99.1%	99.3%	99.3%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	

※ガス型継手鋳鉄管、SE継手被覆鋼管の数値は残存延長です。

※耐震化率の算定は、ガス導管総延長に対するガス型継手鋳鉄管、SE継手被覆鋼管、白ガス鋼管以外の導管延長の割合としています。

＜ガス型継手＞

＜SE継手＞

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
耐震化率　(%) （耐震管延長／ガス導管総延長）	98.0	98.9	99.3	99.6

（３）導管・施設の更新

①　導管

土壌による腐食や経年化等によりガス漏えいの恐れがある白ガス鋼管及びアスファルトジュート巻鋼管については、耐食、耐震性に優れたポリエチレン管やポリエチレン被覆鋼管等に布設替えを行います。

また、それ以外のGM型継手鋳鉄管※１及びSGM継手被覆鋼管※２についても、今後更新の対象と位置づけ、古いものから順次更新していきます。

更新においては、耐食、耐震性に優れたポリエチレン管を採用し、また、口径の大きい管はダウンサイジング（縮小）を検討することにより、経費の削減を図ります。

※数値は残存延長です。

実　績			計　画												
			前期				中期				後期				
～H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41～
白ガス鋼管の布設替															
8,204m	6,778m	5,270m	（実績）4,803m	（見込み）3,303m	1,903m	0m									
アスファルトジュート巻鋼管の布設替															
26,831m	26,021m	25,513m	（実績）23,869m	（見込み）21,369m	20,469m	19,569m	18,069m	16,569m	14,569m	12,269m	10,269m	8,269m	6,269m	4,269m	
							GM型継手鋳鉄管の布設替								
						（総延長）147,380m	145,380m	142,780m	139,280m	136,080m	133,880m	130,880m	127,880m	124,780m	
										SGM継手被覆鋼管の布設替					
									（総延長）86,240m	84,240m	82,240m	79,740m	77,740m	75,740m	

＜鋼管布設工事状況＞

＜SGM継手部分からのガス漏えい状況＞

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
白ガス鋼管残存延長　(m)	4,803	0	－	－
アスファルトジュート巻鋼管残存延長　(m)	23,869	19,569	12,269	4,269
GM型継手鋳鉄管残存延長　(m)	147,380	－	136,080	124,780
SGM継手被覆鋼管残存延長　(m)	86,240	－	84,240	75,740

② ガス整圧器室及び整圧器

整圧器を収容している建物（整圧器室）のうち、本市所有のものは、平成29年度末で60箇所あります。近年設置したものは鋼製のユニットタイプを使用していますが、古いものはブロック造や鉄筋コンクリート造のものがほとんどです。整圧器室については、整圧器を守る重要な構造物として、公共施設（建物：鉄筋コンクリート造）の耐用年数である50年を経過したものを順次改修し、あわせて、整圧器についても更新を行っていきます。ユニットタイプを採用することにより、工事費や今後の維持管理費などの経費削減を図ります。今後の計画としては、平成38年度に１箇所（一里山）、平成39年度に1箇所（水明）の改修を実施します。

＜鉄筋コンクリート造＞

＜ユニットタイプ＞

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
ガス整圧器室及び整圧器改修　(箇所)	－	－	－	2

③ 電気防食設備

鋼管の腐食を防ぐための電気防食設備については、各設備の受け持つエリア（管理ブロック）を見直すとともに、耐用年数の目安である20年を経過したものを順次更新していきます。

今後の計画としては、平成34年度に強制排流器２基（穴太、神宮前）、平成35年度に強制排流器２基（御陵町、石場）、平成36年度に外部電源装置２基（玉野浦、晴嵐）、平成37年度に選択排流器４基（際川、藤尾、粟津、螢谷）を更新します。

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
電気防食設備更新　(基)	－	－	6	4

（４）保安対策の充実

①　保安確保のための連携及び協力

平成29年４月のガス事業法の改正により、これまで一般ガス事業者が一体的に担ってきたガスの保安責任は、消費機器の調査・周知についてはガス小売事業者が担い、内管保安・緊急時対応については一般ガス導管事業者が担うこととなりました。

そのため、事業者間の連携・協力義務として、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」に関し、「相互に連携を図りながら協力しなければならない」という規定がガス事業法に追加されました。

本市は、一般ガス導管事業者として、大津市特定運営事業等の開始後も各小売事業者と適切に連携・協力を行い、ガスを安心してお客様にお使いいただけるように保安活動を推進・展開していきます。

②　ガス導管漏えい検査

ガス事業法に基づき、重要幹線である中圧A導管及びガス型継手鋳鉄管と白ガス鋼管を使用している低圧導管の路線については毎年検査を実施し、その他の路線については４年で全線を１巡できるよう計画的に検査を行います。検査を実施することによりガス漏えいを早期に発見し、保安の確保とガス事故の未然防止に努めます。

③　ガス供給に係る設備（整圧器、電気防食施設等）の整備点検

毎年、整圧器、バルブ※3及び橋梁添架管などの定期点検や機能試験を実施します。また、電気防食施設については本市で定めている「電気防食施設の点検基準」に基づく作動状況等の定期点検を実施することで、安全なガス供給に努めます。

④　保安体制の確保及び企業局保安センターの設置

将来にわたり保安体制を維持していくため、平成31年度から、企業局保安センターを設置します。保安センターでは、ガス漏れ等の緊急保安業務やガス導管の緊急修繕業務について、大津市ガス特定運営事業等の附帯業務として新会社が実施します。民間ノウハウ等を最大限活用し、保安水準の向上と安定供給を確保するとともに、本市職員の派遣により、これまで培ってきた保安に関する専門技術を新会社に承継し、お客様にこれまでどおり安全にガスをお使いいただけるよう努めます。

④　安全点検（定期保安巡回）の充実

法令に基づき、定期的（４年に１回）に全てのお客様宅を訪問し、一般ガス導管事業者が内管（お客様の敷地内のガス管）の検査を行います。また、各ガス小売事業者は、お客様のガス機器が正常に機能していることを確認して、機器を安全に使用していただけるよう周知をします。また、一般ガス導管事業者とガス小売事業者において、適切な保安連携を図ることにより、これまでどおり１回の訪問で安全点検を実施できるように努めます。

＜パンフレット＞

⑤　経年埋設内管改善の推進

経年劣化によるガス漏れ事故を未然に防止するため、経年埋設内管（土中に埋設している白ガス鋼管）の改善を進めていきます。お客様に改善の必要性についての説明を行い、本市の補助金制度を活用してお客様の費用負担軽減を図りながら、取り替えを啓発していきます。

＜経年埋設内管改善推進パンフレット＞

（５）危機管理体制の強化

①　体制の強化

災害や事故に迅速かつ適切に対応できる体制の強化を図るために「企業局災害対策要綱」や「業務継続計画（BCP）」等の危機管理に関する計画やマニュアルを検証し、必要に応じて見直しを行います。

また、大津市総合防災訓練に参画するほか、企業局独自の災害時対応訓練や防災に関する研修を実施し、危機対応力の向上を目指します。

＜総合防災訓練の様子＞

②　ガス導管のブロック化、ループ化の見直し

大規模災害発生時の二次災害防止のために構築しているブロック化（供給区域をエリアで分割）及びガス導管のループ化については、今後の導管整備状況などに応じ、より効率的な運用が図れるよう見直しを行います。

③　関係機関との相互協力

災害等発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、関係機関（一般社団法人日本ガス協会、民間企業など）との応援体制、支援協定を確立しています。今後も、日常の予防保全や被災後の復旧活動に有効な技術、材料、工具類等についての各種情報収集や調査・研究を行い、関係機関との連携を密にすることで、不測の事態に対応できる協力体制を強化します。

また、他の事業者との合同訓練や意見交換会についても、引き続き実施していきます。

④ 主要施策Ⅱ（持続可能な健全経営の維持）

（１）事業経営の適正化

①　ガス託送料金の検証

平成28年12月に大津市託送供給約款の認可を受け、平成29年4月からの託送料金を設定しました。託送料金については、毎年、ガス事業法の規定に基づく託送収支計算書等を作成し、その水準が適正かどうかを検証しています。また、その結果について、所管官庁である近畿経済産業局の監査を受けています。今後も、供給区域内戸数や託送供給量の動向、財政状況の見通しなどを注視し、適正な料金水準について検討していきます。

②　一般会計からの繰入金※4と適正な経費負担

ガス事業は地方公営企業の基本原則である独立採算制のもと、一般会計からの繰入金は、繰出基準（総務省通知）に基づくもののみで運営しています。今後もこの方針を堅持し、事業を継続していきます。

③　資金管理

資金管理については、安全性及び流動性を確保した上で、効率的に行うよう努めます。

資金運用については、預金のほかに国債などの債券を積極的に購入し、投資先を分散させることで、ペイオフ（預金の全額保護を行わない制度）対策を講じつつ、より多くの利息収入の確保に努めていきます。

④　自主財源の確保

管路用地等で現在遊休地となっている土地の売却や貸付を進め、収入の確保に努めていきます。また、引き続き、広報紙「パイプライン」等への広告掲載による収入の確保にも努めます。

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標（前期）	平成36年度 目標（中期）	平成40年度 目標（後期）
広報紙への広告掲載件数　（件／年）	2	3	3	3

（２）経費削減への取り組み

①　上下水道工事との連携

水道事業、下水道事業を経営しているスケールメリットを生かし、可能な限り上下水道工事とガス工事を同時に施工し、また舗装復旧工事等を一括で行うなどにより工事費の軽減を図ります。

②　新技術の活用

新製品や新工法について検討を行い、機能の向上や経費の節減等につながる新たな技術の採用に積極的に取り組みます。

③　民間委託の推進

効率的な業務の実施を目的に、ガス内管及びガス栓工事に係る受付審査業務の民間委託を実施しています。また、お客様センター業務の拡大についても検討を進めます。

（３）新会社の経営状況の確認

平成31年度以降の新会社の経営状況を監視・検証するため、モニタリング実施計画に基づき、適切にモニタリングを実施していきます。さらに、本市のモニタリング結果についても、外部有識者等で構成する第三者モニタリング機関を設置して検証を行います。

（４）人材育成と組織づくり

①　職員の育成と技術継承

緊急保安体制の再構築を図るため、平成31年度より緊急保安業務については、附帯業務として新会社が実施します。新会社へは市職員を派遣し、これまで本市が培ってきた保安に関する専門技術を承継します。

なお、新会社設立後も本市は一般ガス導管事業者としてライフラインの管理・運営を担うことから、高い技術力を維持していくため、毎年策定している「企業局職員研修計画」に基づき、配管実習や機器類操作研修等の実務研修、所属内研修や派遣研修を行うことで、人材を育成し、次世代の職員への技術の承継を図ります。

＜職員研修の様子＞

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標 （前期）	平成36年度 目標 （中期）	平成40年度 目標 （後期）
内部研修時間　（時間） （職員が１年間に内部研修を受けた時間×人数）／全職員数	10.0	11.0	11.5	12.0

②　効率的な組織体制づくり

公営企業として持続可能な経営を行うため、「組織のスリム化」、「危機管理体制の強化」、「職員技術力の向上（水道・ガスマルチ職員の育成等）」を目指して、効率的な組織体制づくりを推進します。

③　定員管理の適正化

適正な定員管理により、限られた人員の中で最大限の効果が得られるよう、再任用職員の活用を推進し、更なる適正化に努めます。

（５）環境負荷低減施策の推進

工事を行う際には、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用を促進します。工事使用材料については、再生材料の使用を促進し、アスファルト塊及びコンクリート塊の適切な処分による再資源化を推進します。

また、検定満期により取り外したガスメーターは、製造メーカーにて部品交換等を行い、再利用に努めます。

（６）情報公開及びお客様ニーズの把握

お客様の生活に関連する重要な条例の制定や各種計画の策定等については、「大津市企業局パブリックコメント制度実施要綱」※5に基づき、その計画案等を公表し、お客様の意見をお聞きして生かしていきます。なお、本計画のレビュー及び見直し等により、大幅に改訂する必要が生じた場合は、パブリックコメントを実施します。

また、各種イベント参加者等を対象にアンケート調査を実施することでお客様ニーズを把握し、事業運営に反映させていきます。

（７）広報活動の充実

お客様が安心してガスをお使いいただけるように、また、ガスの経営状況等をわかりやすくお伝えするように、紙媒体の広報紙、ホームページ及びＳＮＳ等を活用して広報活動の充実に取り組みます。

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標 （前期）	平成36年度 目標 （中期）	平成40年度 目標 （後期）
広報紙「パイプライン」の発行回数 （回／年）	4	4	4	4

（８）都市ガスの利用促進

環境にやさしい天然ガスの利用促進を図るため、住居等に都市ガスの導入をご検討されているお客様に対し、概算工事費シミュレーションサービスを実施します。

（９）高齢者宅安全点検の実施

高齢者のお客様には安全で安心して都市ガスをお使いいただくため、ひとり暮らし等高齢者宅の安全点検を、引き続き定期的に実施していきます。

（10）お客様センターの充実

第４章「２　大津市ガス特定運営事業等の業務範囲」（P.32）にあるように、お客様サービスの継続と、水道・下水道・ガス事業の３事業一体での効率化のため、お客様センターにおいて実施してきたガス小売料金の収納業務と、ガスの開閉栓の受付業務については、これまでどおりお客様センターで実施します。これは、PFI法施行令（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令）第４条に基づいて、公共施設等運営権者（新会社）からの委託を受けて実施するものです。

（11）情報通信技術の活用

ガス小売全面自由化や大津市ガス特定運営事業等の実施に伴う料金システム等の改修において、ガス小売事業とガス導管事業の情報分離を図ることや、新会社への円滑な業務移行を図るなど、適正な事務処理に努めています。

また、管路情報を反映するマッピングシステムの再構築、遠隔検針ができるスマートメーター※6の導入に向けた調査研究を進めていきます。

その他、CAD積算システム※7については、多様化する積算形態に柔軟に対応し、適正かつ効率的に工事設計書等の作成が可能となるよう再構築を行います。

システム再構築に際しては、事務の効率化やコスト削減などの観点から、効果的な運用となるよう検討を進めます。

（12）建設工事業者における施工技術及び品質の向上

平成27年度に、優秀な成績で工事を施工した受注者に対する、優良建設工事業者表彰制度を設けました。今後も、この表彰を通じて、より品質の高い工事の施工や建設技術の向上を図ります。

５ 施策目標

主要施策の進捗管理を的確に行うため、施策ごとに目標項目を定め、前期、中期、後期の各期末時点に、達成度を評価します。

（１）安全、安心で安定したガス供給の確保

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標 （前期）	平成36年度 目標 （中期）	平成40年度 目標 （後期）
ガス導管総延長（本支管）　(km)	1,286	1,319	1,348	1,356
耐震化率　(%) （耐震管延長／ガス導管総延長）	98.0	98.9	99.3	99.6
白ガス鋼管残存延長　(m)	4,803	0	－	－
アスファルトジュート巻鋼管 残存延長　(m)	23,869	19,569	12,269	4,269
GM型継手鋳鉄管残存延長　(m)	147,380	－	136,080	124,780
SGM継手被覆鋼管残存延長　(m)	86,240	－	84,240	75,740
ガス整圧器室及び整圧器改修　(箇所)	－	－	－	2
電気防食設備更新　(基)	－	－	6	4

（２）持続可能な健全経営の維持

目標項目	平成29年度末 実績	平成32年度 目標 （前期）	平成36年度 目標 （中期）	平成40年度 目標 （後期）
広報紙への広告掲載件数　（件／年）	2	3	3	3
内部研修時間　（時間） （職員が１年間に内部研修を受けた時間×人数）／全職員数	10.0	11.0	11.5	12.0
広報紙「パイプライン」の発行回数 （回／年）	4	4	4	4

⑥ 総事業費

本市の目指すガス事業を実現するため、平成29年度から平成40年度までの各事業の投資に要する費用（建設改良費）は下表のとおりであり、総事業費としては約165億円です。主な投資としては、導管の整備と耐震化、導管及び施設の更新であり、本計画の推進により、効率的で効果的な投資を行います。

項　目	事業費（億円）			
	前期 平成29～32年度	中期 平成33～36年度	後期 平成37～40年度	計
新設管布設事業（拡張）	26.4	10.0	4.4	40.8
既設管布設替事業（改良）	24.7	33.1	36.1	93.9
機械装置（整圧器等）更新事業	1.0	0.6	3.5	5.1
ガスメーター更新事業	1.4	1.2	1.2	3.8
その他	7.0	7.0	7.1	21.1
合　計	60.5	51.9	52.3	164.7

【項目別事業費の割合】

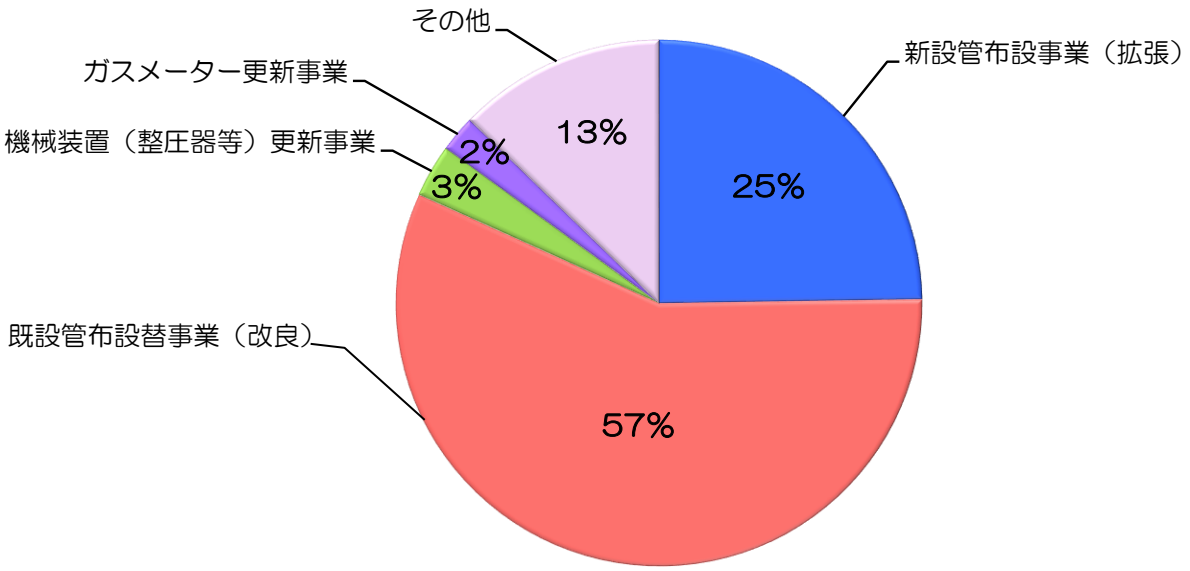

第５章　投資・財政計画

① 経営目標の設定

本計画の策定にあたり、平成40年度末の計画期間終了まで継続的に達成すべき経営目標として、次の３つを設定しました。平成31年度以降、ガス導管事業を中心とした経営となりますが、公営企業として安定した事業運営を行うために、引き続き下記の３つを経営目標として設定します。

経営目標

①現状の現預金残高の水準を維持する。

収支バランスの均衡を図り安定した経営を継続するために、現状の現預金残高の水準を維持します。

②企業債の借入を原則行わない。

企業債に頼ることなく安定的な経営を遂行することとし、新たな企業債の借入は原則行いません。

③当年度純利益（収益的収支）を確保する。

必要な事業にあてる資金を確保するため、継続的に当年度純利益（収益的収支）を確保します。

② 投資・財政計画の策定にあたっての説明

投資・財政計画の策定にあたっては、経営の効率化・健全化の取り組みを踏まえて投資と財源の試算を行い、必要に応じて試算の見直しを加えながら収支の均衡がとれた計画となるよう調整していきます。

（１）投資について

第Ⅲ期中期経営計画（平成 25～28 年度）では、新設管布設事業や既設管布設替事業等の実施により、各年度の投資額（建設改良費）は 11～18 億円で推移していました。

第５章　投資・財政計画

施設の計画的な更新、老朽施設の耐震化など重要度・優先度を踏まえ、今後 10 年間の投資については 12～14 億円とし、事業の平準化を図ったうえでの事業費を計上しています。

主な事業は、これまでと同様に新設管布設事業や既設管布設替事業です。未供給地域への整備計画は平成 35 年度までとなることから、その後は、既設管の布設替えが主な事業となります。

なお、12 年間の計画期間内で、約 165 億円の投資額が必要になると見込んでいます。

項　目	投資額
新設管布設事業（拡張）	41 億円
既設管布設替事業（改良）	94 億円
機械装置（整圧器等）更新事業	5 億円
ガスメーター更新事業	4 億円
その他	21 億円
合　計	165 億円

投資額の推移

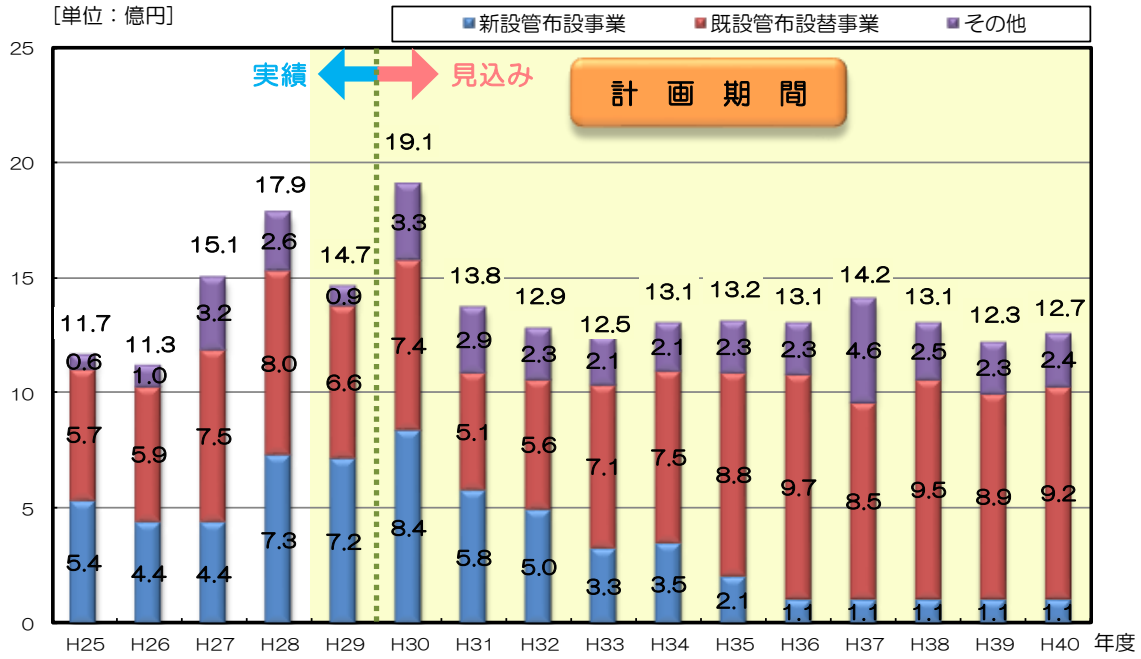

（２）財源について

本市の行政区域内人口はこれまで増加傾向でしたが、平成 27 年度に策定した「大津市人口ビジョン※1」では、今後の行政区域内人口は減少していくと予測されています。今後の供給量及び売上（託送供給収益等）を予測すると、双方ともわずかに減少し、平成 40 年度の年間託送供給量は約 1 億 6,034 万㎥、年間売上は約 35 億円になる見込みです。

なお、供給量の予測については、用途別に過去の需要家数及び一需要家あたりの供給量の変化率等を用いて推計しています。売上の予測については、供給量の予測値に平成 30 年 9 月末時点の月ごとの予測単価を乗じて算出しています。

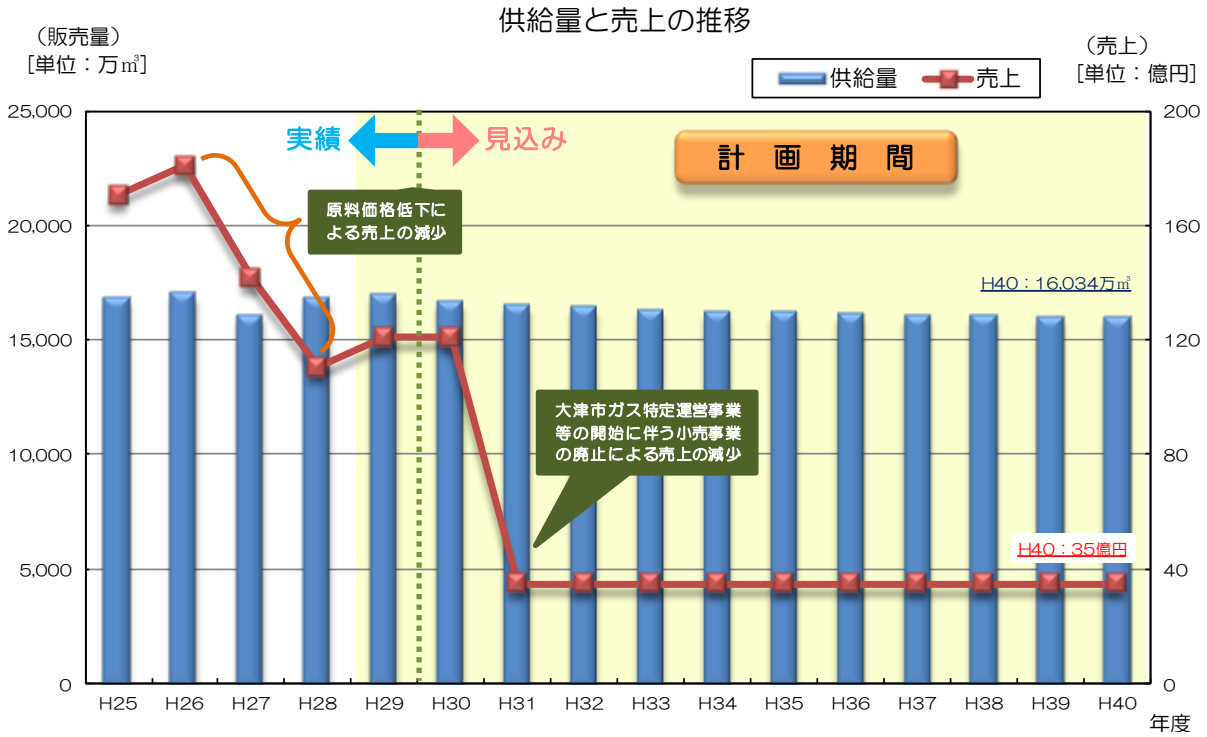

※平成 30 年度以前は、ガスの販売（小売事業）に伴う売上を計上しています。

（３）投資以外の費用について

投資以外の費用の内訳として、売上原価はガス購入に係る費用であり、ガス小売事業の廃止により液化石油ガス事業分のみとなり大きく減少しています。経費については、修繕費等の管路や施設の維持管理にかかる費用や、保安にかかる委託費用を計上しています。減価償却費については、計画期間中に新設及び更新が見込まれる固定資産に係る減価償却費を加算した額としています。人件費については、小売事業廃止に伴う人員の削減や、計上方法の一部見直しを実施したうえ、適正な定員管理や給与の独自カットを実施して見込まれる費用を計上しています。

なお、費用の算定については物価変動を見込まず現状の水準で維持するものとしています。

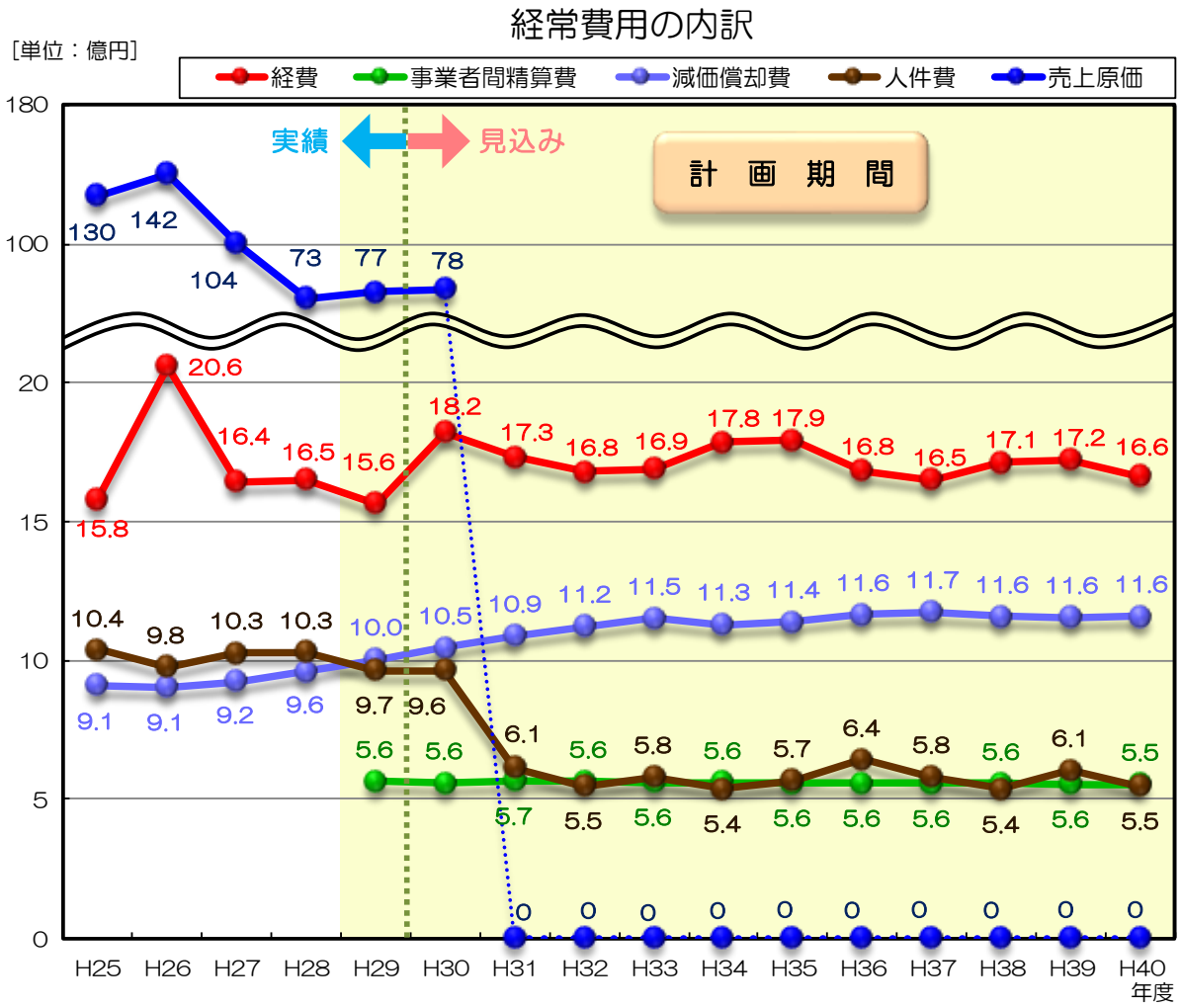

③ 投資と経営の効率化・健全化の取り組み

（１）投資に関する取り組み

効率的な投資を行うため、耐食、耐震性に優れたガス導管の採用及び更新時におけるダウンサイジング等を推進することで経費の削減に努め、事業費の平準化を図ります。これら投資の効率化にかかる施策については、第４章「３　主要施策Ⅰ（安全、安心で安定したガス供給の確保）」に反映しています。

投資の効率化・健全化の取り組み		掲載頁
主要施策Ⅰ	（２）ガス導管の耐震化	P.35
主要施策Ⅰ	（３）導管・施設の更新	P.36

（２）経営に関する取り組み

第３章「９　経営状況　（２）経営の効率化」（P.26～27）で示しているとおり、これまで職員の定員管理の適正化や、民間的経営手法の導入などにより、業務の効率化と費用の削減を図ってきました。今後も、より一層の事業経営の適正化や民間委託の推進等による業務の効率化を図ります。これら具体的な施策については、第４章「４　主要施策Ⅱ（持続可能な健全経営の維持）」に反映しています。

経営の効率化・健全化の取り組み			掲載頁
組織、人材、定員、給与に関する事項			
	主要施策Ⅱ	（４）人材育成と組織づくり	P.43
民間の資金・ノウハウの活用に関する事項			
	主要施策Ⅱ	（２）経費削減への取り組み	P.42
その他経営基盤の強化に関する事項			
	主要施策Ⅱ	（１）事業経営の適正化	P.41
	主要施策Ⅱ	（２）経費削減への取り組み	P.42
	主要施策Ⅱ	（５）環境負荷低減施策の推進	P.44
	主要施策Ⅱ	（10）お客様センターの充実	P.45
資金管理・調達に関する事項			
	主要施策Ⅱ	（１）事業経営の適正化	P.41
情報公開に関する事項			
	主要施策Ⅱ	（６）情報公開及びお客様ニーズの把握	P.44
	主要施策Ⅱ	（７）広報活動の充実	P.44

４ 投資・財政計画

平成 29～40 年度の投資・財政計画は次のとおりです。

【収益的収支】

		第Ⅲ期中期経営計画				中長期経営計画（前期）			
		H25	H26	H27	H28	H29	H30（決算見込）	H31（当初予算）	H32
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	17,368	18,513	14,573	11,373	12,403	12,554	4,073	4,051
	(1) ガス売上	17,055	18,073	14,162	11,016	12,030	11,927	2	2
	託送供給収益	0	0	0	0	14	92	3,512	3,503
	(2) 受注工事収益 (B1)	313	440	411	357	359	535	400	380
	(3) 附帯事業収益 (B2)							159	166
	2．営業外収益	256	155	105	86	193	166	111	84
	(1) 他会計負担金（共用資産）	-	-	4	6	40	35	40	30
	(2) 長期前受金戻入	-	4	5	14	7	7	12	13
	(3) その他	256	151	96	66	146	124	59	41
	収入計 (C)	17,624	18,668	14,678	11,459	12,596	12,720	4,184	4,135
収益的収支 収益的支出	1．営業費用	16,107	17,643	13,511	10,504	11,335	11,613	3,446	3,390
	(1) 売上原価	12,998	14,211	10,358	7,313	7,663	7,818	2	2
	(2) 職員給与費	1,003	947	999	1,000	940	937	562	493
	給料	407	423	407	408	411	387	210	197
	手当	411	280	344	343	292	311	187	169
	うち退職給付	68	0	68	65	19	53	44	42
	その他	185	244	248	249	237	239	165	127
	(3) 経費	1,197	1,580	1,231	1,231	1,728	1,813	1,794	1,772
	修繕費	255	292	211	237	246	301	261	202
	委託作業費	471	441	455	448	507	502	586	621
	需要開発費	45	368	160	30	28	47	0	0
	事業者間精算費	-	-	-	-	564	559	566	564
	その他	426	479	405	516	383	404	381	385
	(4) 減価償却費	909	905	923	960	1,004	1,045	1,088	1,123
	2．営業雑費用	331	435	409	351	357	519	399	380
	(1) 職員給与費	36	28	28	28	25	25	25	26
	(2) 経費	295	407	381	323	332	494	374	354
	3．附帯事業費用							158	159
	(1) 職員給与費							25	30
	(2) 経費							111	107
	(3) 減価償却費							22	22
	4．営業外費用	89	71	30	95	67	72	21	10
	(1) 支払利息	72	59	24	0	0	0	0	0
	(2) その他	17	12	6	95	67	72	21	10
	支出計 (D)	16,527	18,149	13,950	10,950	11,759	12,204	4,024	3,939
	経常損益 (C)-(D) (E)	1,097	519	728	509	837	516	160	196
特別利益 (F)		0	1,487	0	3	0	8,925	277	0
特別損失 (G)		3	75	160	11	4	4	28	0
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 3	1,412	△ 160	△ 8	△ 4	8,921	249	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		1,094	1,931	568	501	833	9,437	409	196
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		0	0	0	0	0	0	8,487	8,487
流動資産 (J)		15,799	16,988	15,837	15,492	16,159	25,040	25,483	25,157
	うち現金預金	13,853	13,953	13,378	14,022	14,508	23,564	25,014	24,761
	うち未収金	1,793	1,946	1,355	1,402	1,578	1,413	428	367
流動負債 (K)		2,132	4,422	2,131	1,590	1,878	1,931	2,132	2,109
	うち1年以内の建設改良企業債	370	1,953	0	0	0	0	0	0
	うち1年以内のその他企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	569	607	923	552	794	841	788	623
累積欠損金比率 $\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第１項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益－受注-附帯 (A)-(B1)-(B2) (M)		17,055	18,073	14,162	11,020	12,044	12,019	3,514	3,505
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		17,055	18,073	14,162	11,020	12,044	12,019	3,514	3,505
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

表中の青色欄は、経営目標の数値を表しています。

（単位：百万円）

		中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
		H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	4,045	4,024	4,019	4,002	3,996	3,991	3,990	3,984
	(1) ガス売上	2	2	2	2	2	2	2	2
	託送供給収益	3,496	3,489	3,484	3,480	3,475	3,471	3,469	3,468
	(2) 受注工事収益 (B1)	380	373	373	370	370	370	370	366
	(3) 附帯事業収益 (B2)	167	160	160	150	149	148	149	148
	2．営業外収益	84	66	63	64	66	70	70	66
	(1) 他会計負担金（共用資産）	28	1	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	16	18	19	21	23	24	25	25
	(3) その他	40	47	44	43	43	46	45	41
	収入計 (C)	4,129	4,090	4,082	4,066	4,062	4,061	4,060	4,050
収益的収支 収益的支出	1．営業費用	3,457	3,496	3,541	3,533	3,449	3,449	3,524	3,415
	(1) 売上原価	2	2	2	2	2	2	2	2
	(2) 職員給与費	524	482	511	586	525	480	549	496
	給料	196	178	180	198	198	201	203	204
	手当	202	170	201	261	207	159	224	169
	うち退職給付	76	53	84	132	78	31	92	37
	その他	126	134	130	127	120	120	122	123
	(3) 経費	1,780	1,882	1,889	1,781	1,748	1,810	1,818	1,758
	修繕費	218	282	282	186	169	254	259	211
	委託作業費	601	586	593	581	566	550	558	540
	需要開発費	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業者間精算費	562	560	559	558	557	556	555	554
	その他	399	454	455	456	456	450	446	453
	(4) 減価償却費	1,151	1,130	1,139	1,164	1,174	1,157	1,155	1,159
	2．営業雑費用	380	373	373	370	370	370	370	366
	(1) 職員給与費	26	26	26	26	26	26	26	22
	(2) 経費	354	347	347	344	344	344	344	344
	3．附帯事業費用	159	150	149	138	137	138	137	137
	(1) 職員給与費	30	30	30	30	30	30	30	30
	(2) 経費	108	105	105	106	105	106	105	105
	(3) 減価償却費	21	15	14	2	2	2	2	2
	4．営業外費用	10	10	10	10	10	10	10	10
	(1) 支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他	10	10	10	10	10	10	10	10
	支出計 (D)	4,006	4,029	4,073	4,051	3,966	3,967	4,041	3,928
	経常損益 (C)-(D) (E)	123	61	9	15	96	94	19	122
特別利益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		123	61	9	15	96	94	19	122
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		8,487	8,487	8,487	8,487	8,487	8,487	8,487	8,487
流動資産 (J)		25,157	25,036	24,850	24,694	24,554	24,432	24,316	24,299
	うち現金預金	24,761	24,642	24,457	24,302	24,162	24,041	23,925	23,908
	うち未収金	367	365	364	363	363	362	362	362
流動負債 (K)		2,097	2,109	2,109	2,106	2,130	2,103	2,081	2,091
	うち1年以内の建設改良企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち1年以内のその他企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	614	628	630	628	654	628	607	617
累積欠損金比率 $\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益－受注-附帯 (A)-(B1)-(B2) (M)		3,498	3,491	3,486	3,482	3,477	3,473	3,471	3,470
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		3,498	3,491	3,486	3,482	3,477	3,473	3,471	3,470
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

【資本的収支】

		第Ⅲ期中期経営計画				中長期経営計画（前期）			
		H25	H26	H27	H28	H29	H30（決算見込）	H31（当初予算）	H32
資本的収支 資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	19	0	0	0	15	0
	7. 工事負担金	31	17	12	25	11	103	28	48
	8. その他	1,000	1,000	1,000	1,000	1	75	0	0
	収入計 (A)	1,031	1,017	1,031	1,025	12	178	43	48
資本的支出	1. 建設改良費	1,172	1,132	1,514	1,484	1,466	1,805	1,381	1,293
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	163	156
	2. 企業債償還金	388	370	1,953	0	0	0	0	0
	3. 投資	1,000	1,000	0	0	0	100	0	0
	支出計 (B)	2,560	2,502	3,467	1,484	1,466	1,905	1,381	1,293
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A) (C)		1,529	1,485	2,436	459	1,454	1,727	1,338	1,245
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	346	662	179	0	905	779	293	734
	2. 利益剰余金処分額	1,128	744	2,153	355	446	826	943	397
	3. その他	55	79	104	104	103	122	102	114
	計 (D)	1,529	1,485	2,436	459	1,454	1,727	1,338	1,245
補てん財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (E)		2,323	1,953	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

		第Ⅲ期中期経営計画				中長期経営計画（前期）			
		H25	H26	H27	H28	H29	H30（決算見込）	H31（当初予算）	H32
収益的収支分		8	7	8	6	6	6	5	5
	うち基準内繰入金	8	7	8	6	6	6	5	5
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8	7	8	6	6	6	5	5

経営目標の達成状況

経営目標①　現状の現預金残高の水準を維持する。

経営目標②　企業債の借入を原則行わない。

経営目標③　当年度純利益（収益的収支）を確保する。

○

いずれの目標も、計画期間内において継続して達成できる見込みです。

（単位：百万円）

		中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
		H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
資本的収支 資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	28	28	28	28	28	28	28	28
	8. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (A)	28	28	28	28	28	28	28	28
資本的支出	1. 建設改良費	1,254	1,311	1,321	1,310	1,416	1,312	1,227	1,269
	うち職員給与費	156	152	152	152	152	152	156	148
	2. 企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 投資	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	1,254	1,311	1,321	1,310	1,416	1,312	1,227	1,269
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A) (C)		1,226	1,283	1,293	1,282	1,388	1,284	1,199	1,241
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	932	1,060	1,133	1,166	1,262	1,095	1,020	1,129
	2. 利益剰余金処分額	183	107	43	0	0	73	70	0
	3. その他	111	116	117	116	126	116	109	112
	計 (D)	1,226	1,283	1,293	1,282	1,388	1,284	1,199	1,241
補てん財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (E)		0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

（単位：百万円）

	中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的収支分	5	5	5	5	5	5	5	5
うち基準内繰入金	5	5	5	5	5	5	5	5
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	5	5	5	5	5	5

◆経営目標の総括◆

本投資・財政計画では、今後、託送供給収益は概ね横ばいで推移すると予測していますが、老朽施設の更新改良による減価償却費が増大するなかで、各年度における事業費の平準化を図り、当年度純利益を確保しています。また、企業債の借入は原則行わず、現預金残高の水準を維持し、収支均衡を図りながら必要な投資を行うことができ、３つの経営目標を達成できる見込みです。

なお、平成31年度以降、ガス導管事業を中心とした経営となり、収益・費用の規模は縮小していますが、新会社設立にあたっての株式譲渡益※2により、現預金が大幅に増加しています。今後、これら資金の活用方法について検討を行い、必要に応じて経営目標等の見直しを行います。

今後も、投資と財政の健全化・効率化に取り組み、事業の進捗管理を実施する中で適宜見直しを行うなど適正な事業運営を行っていきます。

第6章　進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策目標（P.46）及び経営目標（P.48）の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理が必要です。進捗管理は、計画、実施、検証及び評価、改善及び見直しの一連の流れ（PDCAサイクル）により行います。なお、大きな事業環境の変化等に対しては、その都度、見直し検討を行います。

◆年度ごとの進捗管理

・達成状況の検証及び評価

・改善策の実施及び計画の見直し

◆各期（前期、中期、後期）の進捗管理

・各期末における達成状況の検証及び評価

・各期末におけるレビュー及び見直し

◆パブリックコメントの実施

・中長期経営計画（経営戦略）のレビュー及び見直しに伴い、平成32年度、平成36年度及び平成40年度に実施

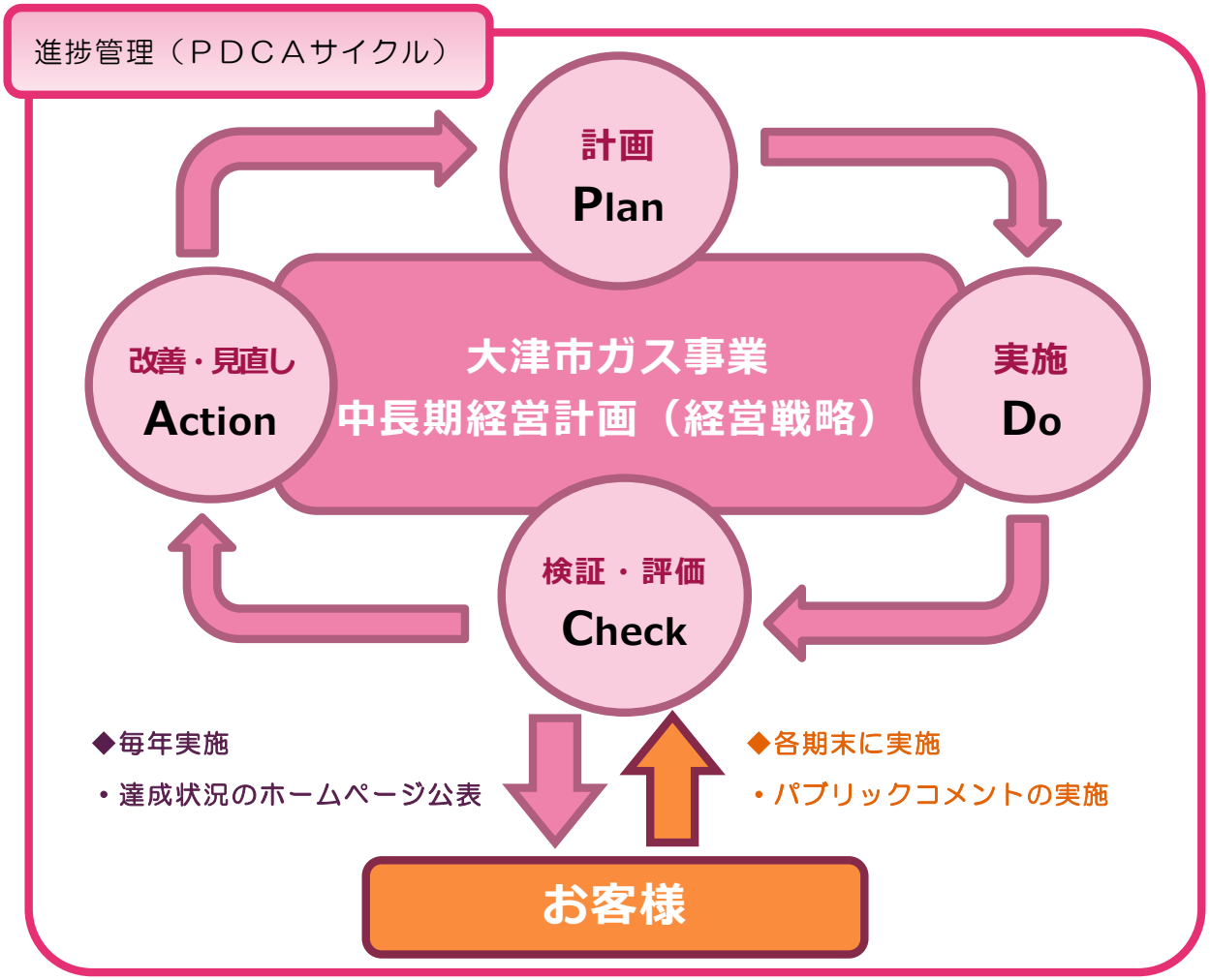

左記の施策目標及び経営目標の進捗管理に加え、下表の経営指標を設定し、計画値と実績値の比較を行いながら経営分析を行うことで、経営状況の把握に努めていきます。

指標の分類 経営指標 算出式	指標の意味	H29実績	H32計画（前期）	H36計画（中期）	H40計画（後期）
経営の健全性・効率性					
経常収支比率（%） = 経常収益÷経常費用×100	「経常損益」：料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。	107.1	105.0	100.4	103.1
流動比率（%） = 流動資産÷流動負債×100	「支払能力」：１年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等がどの程度あるかを表します。	860.3	1,192.8	1,172.6	1,162.1
料金回収率（%） = 回収単価÷１㎥当たり原価×100	「料金水準の適切性」：料金で回収すべき経費について、どの程度料金で賄えているかを表します。	107.3	105.9	100.4	103.6
１㎥当たり原価（円） = (経常費用－営業雑収益－附帯事業収益－営業外収益)÷供給量	「費用の効率性」：供給量１㎥当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。 ※H29のみ販売量で算定しています。	66.6	20.1	21.4	20.9
ガス普及率（%） = 供給戸数÷供給区域内戸数×100	「施設の活用度」：供給区域内におけるガス供給戸数の割合を表します。	70.2	69.5	68.6	67.5
老朽化の状況					
有形固定資産減価償却率（%） = 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	「施設全体の減価償却の状況」：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しており、施設の老朽化度合を示しています。	76.8	76.3	77.0	77.4
管路経年化率（%） = 法定耐用年数を超過した管路延長÷管路総延長×100	「管路の経年化の状況」：法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表しており、管路の経年化度合を示しています。	73.1	78.5	85.9	92.1
管路更新率（%） = 更新管路延長÷管路総延長×100	「管路の更新投資の実施状況」：当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できます。	0.37	0.34	0.62	0.60

用語説明（本文中の※数字）

第１章　経営計画策定の趣旨と位置付け		
※１	供給区域	ガス事業者（一般ガス導管事業者）がガスを供給することのできる区域。区域の決定、変更には経済産業省の認可が必要。平成30年３月末時点での本市の供給区域面積は、136.1km^2
※２	都市ガス	LNG（液化天然ガス）等を原料として製造され、導管によって供給されるガス
※３	ガスの小売全面自由化	平成29年４月より、ガス事業法改正に伴い旧法の一般ガス事業からガス小売事業と一般ガス導管事業に見直され、消費者は都市ガスの購入先(都市ガス小売り事業者)を自由に選択できるようになった。
※４	公共施設等運営権制度	収益性のある公共施設等を公的機関が所有したまま、その施設の運営権を一定期間、民間事業者に設定し、民間事業者が利用料金を自らの収入として収受しながら、公共施設等を運営する制度。民間の経営手法を取り入れることで、公営による経営以上に効率性を高めることが可能とされている。
※５	大津市ガス特定運営事業等	官民出資の新会社を設立して、これにPFI法に基づく公共施設等運営権を設定し、ガス小売を中心とする業務を行わせる事業全体のことをいう。
※６	PFI法	平成11年7月に公布された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称で、PFIはPrivate Finance Initiativeの略である。
※７	びわ湖ブルーエナジー株式会社	大津市ガス特定運営事業等の実施主体として、ガス小売事業等を実施するため、官民出資で平成30年11月に設立。本市の出資比率は25%である。
※８	ガス小売事業	ガスをお客様に販売する事業。小売全面自由化により、登録制で自由に参加できるようになった。
※９	一般ガス導管事業者	自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業者のことをいう。ガスの導管網を維持管理するため、自由化されず、これまでどおり地域独占が認められている。一般の需要家向けの供給を含む一般ガス導管事業者と、特定地点のみの供給を行う特定ガス導管事業者の2種類がある。
※10	公営企業の経営に当たっての留意事項について	総務省が各公営企業に対し計画的な経営を推進していくにあたり通知したもので、現下の社会経済情勢を踏まえながら、中長期を見据えた「経営戦略」（投資等の支出と財源の均衡を図るとともに効率化・経営健全化の取り組みについて記載した経営の基本計画）を策定することを求めている。
※11	大津市総合計画	本市行政を総合的かつ計画的に推進していくための全体計画として平成29年3月に策定。基本構想と実行計画により構成している。

※12	大津市行政改革プラン2017	大津市総合計画で示す取り組むべき項目の実現に向けての下支えとなる計画の1つであり、財政の安定化や市民サービスの適正化を図り、コンパクトで持続可能な都市経営を実践するための計画として平成29年3月に策定。改革の方向性を示した「行政改革大綱」と、それを具体化した実行計画の「改革実行プラン」により構成している。
※13	大津市企業局経営改革プロジェクト会議	企業局における具体的な改革施策の検討を行う部局横断的な組織。実効性の高い経営改革を推進することを目的としている。
第２章　ガス事業のあゆみ		
※１	LPガス	Liquefied Petroleum Gas(液化石油ガス)の略。プロパンやブタンなどを主成分とする比較的液化しやすいガスの総称
第３章　ガス事業の現状と課題		
※１	基メーター	本市が購入している都市ガスを計量するメーター
※２	中圧Ａ導管	圧力が0.3MPa以上1MPa未満のガスを輸送するための管
※3	中圧Ｂ導管	圧力が0.1MPa以上0.3MPa未満のガスを輸送するための管
※４	中圧Ａ整圧器（ガバナ）	整圧器（ガバナ）とは、ガスの圧力を所定の圧力範囲内に調整するための減圧装置。中圧Ａ整圧器は、中圧Ａのガスを中圧Ｂに減圧する装置
※5	地区整圧器（ガバナ）	中圧導管より送られてきたガスを、各ご家庭などで利用できる低圧に減圧する装置
※６	低圧導管	圧力が0.1MPa未満のガスを輸送するための管
※７	アスファルトジュート巻鋼管	アスファルトを含浸させた麻布を巻き付けた鋼管。経年劣化により腐食の可能性がある。（昭和51年３月まで導管に使用）
※８	ポリエチレン被覆鋼管	ポリエチレン層で被覆された鋼管。ポリエチレン被覆により、防食効果が高い（電気絶縁性、耐衝撃性、耐熱性、耐薬品性）。被覆層が２層構造になっているＰＬＰ鋼管と１層構造のＰＬＳ鋼管があり、中圧導管には、より防食性の高いＰＬＰ鋼管を使用している。
※９	ポリエチレン管	土中埋設部分に使用されるポリエチレン製のガス管。耐震性の高さが実証されており、また、地中でも錆びることがなく、腐らないのも特長。接合方法に、加熱圧着によるヒートフュージョン（ＨＦ）と電気溶融によるエレクトロフュージョン（ＥＦ）の２種類があるが、現在はＥＦ接合のみを採用している。
※10	ガス型継手鋳鉄管	麻糸、鉛、ゴム輪を押輪とボルトで締め付ける継手を使用した鋳鉄管。ゴム輪により気密性は維持できるが、地震変動等に追随できないため、ガス漏れの可能性がある。（昭和47年７月まで導管に使用）
※11	SE継手被覆鋼管	PLP鋼管（※8参照）を用い、ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用。継手部は引張りには強いが、地震等の外力に対する強度が劣る。また、亜鉛メッキであるため、土壌による腐食漏えいの可能性がある。（昭和56年3月まで導管に使用）

用語説明（本文中の※数字）

※12	白ガス鋼管	亜鉛メッキを施した鋼管。土壌に埋設している環境では腐食しやすい。現在では、露出部に使用している。（昭和57年７月まで導管に使用）
※13	耐震化率	耐震管延長／ガス導管総延長（%）で表す。耐震管とは、強度や柔軟性などの耐震性能に優れた構造の管を指す。
※14	ガバナ遠隔監視制御システム	全整圧器の作動状況や流量等を市役所内の監視室で一元的に監視するシステム。整圧器には、一定値以上の地震の揺れで自動遮断する装置が付いているが、その他の状況で導管に被害が出た場合においても、監視室から速やかにガスを遮断することができる。
※15	迷走電流	直流式電気鉄道や電気防食設備などの電気設備より地中に流れ出る電流
※16	強制排流器（強制排流法）	埋設管と鉄道のレールを結ぶ回路に直流電源装置を入れ、強制的にレールに電圧を加えて埋設管の電気腐食を防止する設備
※17	選択排流器（選択排流法）	埋設管と鉄道のレールを回路で結び、レールからの漏れた電流をレールへ戻すことで埋設管の電気腐食を防止する設備
※18	外部電源装置（外部電源法）	埋設管と土中に設置した電極を結ぶ回路に直流電源装置を入れ、強制的に電極に電圧を加えて埋設管の腐食を防止する設備
※19	託送料金	ガス小売事業者がガス導管事業者の導管を利用する際に発生する導管の使用料金を指す。
※20	流量基本料金	契約で定める1時間当たりの最大使用量に流量基本料金単価を乗じて算出される料金
※21	企業局災害対策要綱	本市の水道、下水道、ガス施設の災害の予防、災害発生時の初動体制の配備及び災害復旧のために必要な事項を定めた要綱
※22	業務継続計画（BCP）	Business Continuity Planの略で、災害や不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもので、平常時にあらかじめ策定しておく行動計画
※23	ブロック化	供給区域（統合ブロック）を５つに分割した単位ブロック。さらに32に分割した復旧ブロックから構成される。
※24	移動式ガス発生設備	移動可能なガス発生装置。災害時の臨時供給のほか、天然ガス転換・導管入替時の仮供給に利用可能である。
※25	メール配信サービス	不特定多数の人に情報を発信するのではなく、申込み（登録）のあった人だけに必要な情報をリアルタイムに配信するもの。配信内容は、災害情報や不審者情報、検針情報、イベント情報など、さまざまな分野の情報がある。
※26	純利益	年度内における総収益（ガス売上や託送供給収益など）と総費用（ガスの購入費や施設の維持管理費など）との差額（一般的に純利益は「黒字」、純損失は「赤字」という）。
※27	経常収支比率	当該年度において、料金や一般会計からの繰入金等の収益で、経常的な経費（維持管理費等）をどの程度賄えているかを表す指標
※28	企業債	地方公営企業が、建設改良事業などに要する資金に充てるために借り入れた地方債

※29	㈱大津ガスサービスセンター	平成５年６月に本市及び関係協力企業の共同出資により、第三セクター方式で設立。経営の安定、発展を図りつつ、多様化、高度化しているお客様ニーズに対応した質の高いサービスを提供していくことを目的としたもの。本市の出資比率は40％である。
※30	㈱パイプラインサービスおおつ	水道、ガスの修繕業務体制の確保を目的に平成12年６月に設立。修繕業務の効率化と体制の強化を図り、迅速な修繕対応を可能とした。本市の出資比率は10％である。
第４章　基本方針と主要施策		
※１	GM型継手鋳鉄管	ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用した鋳鉄管。ロックリングにより地震等の外力による引き抜け防止機能があるが、現在はさらに改良されたGMⅡ型継手を使用している。（昭和58年５月まで導管に使用）
※２	SGM継手被覆鋼管	PLP鋼管を用い、ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用。継手部は耐震性能を有するが、亜鉛メッキであるため、土壌による腐食漏えいの可能性がある。（昭和61年３月まで導管に使用）
※３	バルブ	ガスを遮断するための装置
※４	繰入金	独立採算を基本としている公営企業会計では、当該会計の事業収入で事業に必要な経費を賄うことが原則であるが、行政上、公益性の観点より、一般会計から公営企業会計に経費を負担する場合がある。そのような経費を繰入金という。
※５	大津市企業局パブリックコメント制度実施要綱	平成19年４月１日施行された大津市企業局におけるパブリックコメント制度に関して必要な事項を規定した要綱
※6	スマートメーター	自動検針や使用量の詳細な把握を可能とし、かつ双方向の通信機能を持った電子メーターのことであり、電力事業において事業化が先行している。
※7	CAD積算システム	設計図面の作成から土木工事も含めた数量の集計、さらに積算・設計書の作成・出力までをパソコンで自動的に行うことができ、設計積算業務の大幅な効率化と省力化を実現したシステム
第５章　投資・財政計画		
※１	大津市人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生の実現に向け、平成27年度から平成31年度までの５年間を対象期間として策定されている「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎となるもので、本市の人口の将来展望を示したもの
※２	新会社設立にあたっての株式譲渡益	新会社の設立にあたり、本市が発行した１億円の株式のうち、75％をパートナー企業となる民間事業者に90億円で譲渡している。株式譲渡益としては、90億円から１億円の75％を差し引いた89億2,500万円となる。

【発行】平成29年３月（平成31年３月改訂）
大津市企業局
〒520-8575　大津市御陵町３番１号
TEL:077-523-1234(代表)
ホームページ　http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/